

岐阜県公報

号 外 (四) 令 和 四 年 四 月 一 日

規 則

岐阜県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十七号

岐阜県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県災害救助法施行細則（昭和三十五年岐阜県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「災害発生市町村」を「災害発生市町村等」に改める。

別表第一一第一号(三)中「設置費」の下に「(法第四条第二項の避難所にあつては、建築物の使用謝金及び光熱水費)」を加え、同号(六)中「避難所」を「法第四条第一項第一号の避難所」に改め、「七日以内」の下に「とし、同条第二項の避難所の開設期間は、法第二条第二項の規定による救助を開始した日から、災害が発生しなかつたと判明し、現に救助の必要がなくなつた日までの期間」を加え、同表第三号中「一月以内に完成」を「三月以内（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条の第三項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、六月以内）に完了」に改め、同表十二第一号(一)中「被災者」を「法第四条第一項の救助にあつては被災者、同条第二項の救助にあつては避難者」に改める。

別記第一号様式中「遷」を「離」に改め、「」を削る。

別記第二号様式中「」「」「」を「」に改める。

別記第三号様式から別記第五号様式までの規定中「^⑪姓」を「^⑪姓」に改める。

別記第七号様式中「^⑫姓」を削る。

別記第八号様式中「^⑬姓」を「^⑬姓」に改め、「^⑭姓」を削る。

別記第九号様式及び別記第十号様式中「^⑮姓」を「^⑮姓」に改め、「^⑯姓」を削る。

別記第十二号様式中「^⑰姓」を「^⑰姓」に改める。

別記第十四号様式及び別記第十六号様式中「^⑱姓」を「^⑱姓」に改め、「^⑲姓」を削る。

別記第十七号様式を次のように改める。

第17号様式(第13条関係)

災 害 救 助 費 算 出 内 訳 書

種 目 別 区 分				市町村繰替支弁額			市町村名 算定基準による算定額		
				員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額
Ⅰ 救助業務に要した経費					円	円		円	円
1 救助費									
(1)	避 難 所 設 置 費	避難所		延人			延人		
		福祉避難所		延人			延人		
		ホテル・旅館など		延人			延人		
		計		延人			延人		
(2)	応 急 仮 設 住 宅 設 置 費	建設型応急住宅		戸			戸		
		賃貸型応急住宅		戸			戸		
		応急修理期間における 応急仮設住宅の使用		戸			戸		
		計		戸			戸		
(3) 炊き出しその他による食品給与費				延人			延人		
(4) 飲料水供給費				延人			延人		
(5)	被服、寝具、そ の他生活必需品 の給（貸）与費	全壊（焼）流出		世帯			世帯		
		半壊（焼）・床上浸水		世帯			世帯		
		計		世帯			世帯		
(6)	医 療 及 助 産 費	医療		延人			延人		
		助産		延人			延人		
		計		延人			延人		
(7) 被災者の救出費				人			人		
(8)	住 宅 の 応 急 修 理 費	大規模半壊・半壊以上		世帯			世帯		
		準半壊		世帯			世帯		
		計		世帯			世帯		
(9) 生業に必要な資金の貸与費				世帯			世帯		
(10)	学 用 品 の 給 与	小学校 児童	教科書	人			人		
			文房具等	人			人		
		中学校 生徒	教科書	人			人		
			文房具等	人			人		
		高等学 校等生 徒	教科書	人			人		
			文房具等	人			人		
計		人			人				
(11)	埋 葬 費	大人		体			体		
		小人		体			体		
		計		体			体		
(12) 死体の搜索費				体			体		
(13)	死 体 の 処 理 費	洗浄、縫合、消毒等		体			体		
		一時保存		体			体		
		検案		体			体		
		計		体			体		
(14) 障害物の除去費				世帯			世帯		
(15) 輸 送 費									
(16) 賃金職員等雇上費									
2 法第19条の補償									
Ⅱ 救助事務に要した経費									
(合 計)									

備考 1 「炊き出しその他による食品給与費」の項「員数」の欄は、延給食数を3で除して得た数を記入すること。

2 「医療及び助産費」の項は、日赤救護班を除いた救護班に係る経費を記入すること。

3 「算定基準による算定額」欄の金額は、救助の種目別区分ごとに第3条の規定により別表第1に規定する救助基準額と市町村繰替支弁額とを比較して少ない方の額を記入すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十八号

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則（昭和三十七年岐阜県規則第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条の四第二項第一号中「商工労働部商工政策課」を「商工労働部商工・エネルギー政策課」に改める。

第六条第三項第一号中「防災課」を「危機管理政策課」に、「土木事務所」を「土木事務所」に改める。

駅周辺鉄道高架工事事務所

別表第二総務部の部デジタル戦略推進班の項及び情報システム班の項を削り、同表清流の国推進部の部清流の国づくり政策班の項の次に次のように加える。

SDGS推進班	清流の国推進部 SDGS推進課長	災害対策の応援に関すること。
---------	---------------------	----------------

別表第二清流の国推進部の部ねりんピック推進事務班の項の次に次のように加える。

デジタル戦略推進班	清流の国推進部 デジタル戦略推進課長	災害対策の応援に関すること。
情報システム班	清流の国推進部 情報システム課長	1 岐阜県行政情報ネットワークの災害対策に関すること。 2 岐阜情報スーパーハイウェイの災害対策に関すること。

3 庁内情報システムの復旧及びその支援に関すること。

別表第二環境生活部の部環境生活政策班の項に次の二号を加える。

4 自然公園施設等の災害対策に関すること。

5 野生鳥獣リハビリセンターの災害対策及び連絡調整に関すること。

別表第二環境生活部の部環境企画班の項を次のように改める。

脱炭素社会推進班	環境生活部 脱炭素社会推進課長	災害対策の応援に関すること。
----------	--------------------	----------------

別表第二健康福祉部の部健康福祉政策班の項第五号中「DCA T」を「DWA T」に改め、同表商工労働部の部商工政策班の項中「商工政策班」を「商工・エネルギー政策班」に、「商工政策課長」を「商工・エネルギー政策課長」に改め、同部企業誘致班の項の次に次のように加える。

産業デジタル推進班	商工労働部 産業デジタル推進課長	1 情報科学芸術大学院大学の災害対策及び連絡調整に関すること。 2 情報産業施設の災害対策に関すること。
-----------	---------------------	---

別表第二商工労働部の部産業技術班の項事務分掌の欄を次のように改める。

試験研究機関（産業技術課所管分）の災害対策及び連絡調整に関すること。

別表第二商工労働部の部新産業・エネルギー振興班の項を削り、同部観光資源活用班の項中「岐阜県関ヶ原古戦場記念館」を「岐阜県関ヶ原古戦場記念館」に改め、同表農政部の部家畜伝染病対策班の項を削り、同表林政部の部恵みの森づくり推進班の項中「恵みの森づくり推進班」を「森林活用推進班」に、「恵みの森づくり推進課長」を「森林活用推進課長」に改め、同部森林整備班の項中「森林整備班」を「森林経営班」に、「森林整備課長」を「森林経営課長」に改め、同部治山班の項中「治山班」を「森林保全班」に、「治山課長」を「森林保全課長」に改め、同表都市建設部の部建築指導班の項第二号中「被災建築物応急危険度判定士」を「被災建築物応急危険度判定」に改め、同表教育部の部教育財務班の項第二号中「学校等に避難所」を「学校に避難所等」に改め、同表警察部の部警備総括班の項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加

える。

7 警察用航空機の運用に関する事。

別表第二警察部の部警務総括班の項中「警務部参事官兼厚生課長」を「厚生課長」に改め、同部地域総括班の項第五号中「及び警察用航空機」を削る。

別表第三受援対策チームの項中「警備総括班」を「警務総括班」に改め、同表ヘリ統制チームの項中「地域総括班」を「警備総括班」に改め、同表渉外チームの項中「商工政策班」を「商工・エネルギー政策班」に改め、同表交通対策チームの項中「森林整備班」を「森林経営班」に改める。

別表第四岐阜支部の項中「防災課」を「危機管理政策課」に改める。

別表第五土木班の項の次に次のように加える。

岐阜駅周辺鉄道高架工事班	岐阜駅周辺鉄道高架工事班	岐阜駅周辺鉄道高架事業関係の災害対策に関する事。
--------------	--------------	--------------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和四年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社